

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、当事業所における防火管理業務について必要な事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害による人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、当事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者の権限及び業務)

第3条 管理権原者は、当事業所の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 防火・防災上の建物構造の不備、消防用設備等の不備欠陥が認められた場合は、早急に改修しなければならない。

(防火管理者の権原及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行について一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 通報、消火、避難誘導などの消防訓練の実施
- (3) 消防用設備等の配置図及び避難経路図の作成
- (4) 建物、防火・避難施設、火気使用設備器具等、電気設備、危険物施設等の自主検査、及び消防用設備等の自主点検の実施と監督
- (5) 防火対象物の法定点検の実施
- (6) 消防用設備等の法定点検の実施及び整備
- (7) 火気の使用、取扱いに関する指導監督
- (8) 収容人員の適正管理、及び人命の安全管理
- (9) 従業員等に対する防火・防災教育の実施
- (10) 改装等の工事場所における火気使用制限
- (11) 管理権原者への防火管理上の提案や報告
- (12) その他防火管理について必要な業務

(消防機関への届出、報告等)

第5条 管理権原者及び防火管理者は、次の業務について消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
- (2) 消防計画作成(変更)届出
- (3) 建物、諸設備の変更の事前連絡、及び諸設備の設置届出

- (4) 防火対象物点検結果報告
- (5) 消防用設備等点検結果報告
- (6) 防火管理上必要な検査、点検の指導の要請
- (7) 防火・防災教育、訓練指導の要請
- (8) 自衛消防訓練の通知
- (9) その他防火管理について必要な事項の連絡

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第6条 管理権原者は、防火管理維持台帳を作成し、本計画とともに消防機関へ報告した書類、防火管理に関する必要な書類を取りまとめて、整備保管する。

(防火管理組織の編成)

第7条 日常の火災予防、火災、地震等による被害を軽減するため、防火管理者のもとに、別表1のとおり、担当区域ごとに防火担当責任者及び火元責任者を置く。

- 2 防火管理者は、防火管理業務の総括責任者として、防火担当責任者及び火元責任者を指導監督する。
- 3 防火担当責任者は、防火管理者を補佐し、複数の担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者を指導監督する。
- 4 火元責任者は、担当区域の火災予防に関し、日常的に火気使用設備器具等の状況、避難障害、火気の安全などを確認し、その結果を防火担当責任者、または防火管理者に報告する。

(建物等の自主検査)

第8条 防火管理者、防火担当責任者、及び火元責任者などは、建物、火気使用設備器具等、電気設備、危険物施設、消防用設備等について、適正な管理と機能保持のため、自主検査等を次のとおり実施する。

- (1) 日常の自主検査として、火元責任者は担当区域の避難通路等の障害、火気使用設備器具等、電気器具、吸殻処理、倉庫等の施設、終業時の火気などを確認する。
- (2) 定期の自主検査として、防火担当責任者などは、別表2のとおり建物構造、防火・避難施設、火気使用設備器具等、電気設備その他を確認し、記録する。
- (3) 消防用設備等は法定点検のほかに、定期の自主点検として、防火担当責任者などが、別表3のとおり確認し、記録する。
- (4) 防火管理者は、自主検査・自主点検の実施状況を適宜確認する。

(防火対象物の法定点検及び報告)

第9条 管理権原者は、消防法第8条の2の2に基づき、防火対象物の定期点検を年1回、防火対象物点検資格者が行い、その結果を維持台帳に記録するとともに、消防署長に報告する。

(消防用設備等の法定点検及び報告)

第10条 管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等の定期点検を別表4のとおり計画し、実施結果を維持台帳に記録するとともに、1年に1回消防署長に報告する。

(建物等、消防用設備等の整備)

第11条 防火管理者は、建物、火気使用設備器具等の自主検査、消防用設備等の自主点検、法定点検、防火対象物の法定点検などの結果、不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、早急に改修しなければならない。改修及び予算措置に時間がかかるものについては管理権原者の指示を受け、改修計画をたてる。

(火災予防上の遵守事項)

第12条 火災予防のため関係者は、日常の業務を通じて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通路、階段、避難口等の避難施設、防火戸、防火シャッターなどの防火設備には、避難等の支障になる物を置かない。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠できるようにしておく。
- (2) 火気使用設備器具等の周囲は常に整理整頓し、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
- (3) 消防用設備等の周辺は常に整理整頓し、その機能を妨げないようにする。
- (4) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (5) 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
- (6) 放火防止対策として、建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置せず、倉庫等は常に施錠し、最終帰宅者による火気及び施錠を確認する。
- (7) 終業時には、吸殻の後始末を行い、火気の安全を確認する。
- (8) 次の事項を行う者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を受けなければならない。
 - ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
 - イ 各種の火気使用設備器具等を設置、または変更するとき
 - ウ 改装、模様替え等を行うとき
 - エ 危険物等を使用するとき
- (9) 防火管理者は、次の事項について指定または制限することができる。
 - ア 禁煙場所及び喫煙場所の指定
 - イ 火気使用設備器具等の使用禁止場所、及び使用場所の指定
 - ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

(工事中の安全対策)

第13条 防火管理者は、建物内で工事を行うときは、次の安全対策を行う。

- (1) 工事中の安全対策をたてるとともに、増改築の計画の確認や現場確認を行う。
- (2) 工事の責任者に対し、溶接等、喫煙の火気管理、消火準備、資機材等の整理整頓などについて指示し、工事人に周知し、遵守させる。

(防火・防災教育の実施)

第14条 防火管理者は、従業員の防火・防災知識の向上のため、防火・防災教育を次のとおり行う。

- (1) 従業員に対する教育は、年1回以上実施する。
 - (2) 新入者に対する教育は、研修期間中に実施する。
- 2 防火教育の内容は、次によるものとする。
- (1) 消防計画の周知徹底
 - (2) 火災予防上の遵守事項
 - (3) 消防用設備等の使用方法、及び防火・避難施設の作動方法
 - (4) 防火管理上の従業員の任務、及び責任の周知徹底

(5) その他火災予防上必要な事項

3 防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 地震関係法令の趣旨、及び当地域に影響のある地震の知識
- (2) 地震情報の収集と伝達方法
- (3) 市指定の一時避難場所・避難所、避難経路の周知、及び来客等の避難誘導方法
- (4) その他地震防災上必要な事項

(消防・防災訓練の実施)

第15条 防火管理者は、従業員等の消防・防災技術の向上のため、次により消防・防災訓練を次のとおり行う。

- (1) 通報、消火、避難誘導などの消防訓練を、年2回以上実施する。
- (2) 年1回は、地震発生時を想定した防災訓練を含むものとする。
- (3) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。
- (4) 地域の自主防災組織が行う防災訓練に、積極的に参加する。

2 消防・防災訓練の内容は次によるものとする。

- (1) 火災発生時の訓練内容
 - ア 出火場所の確認、及び119番への通報要領
 - イ 放送設備等による火災と避難の放送
 - ウ 消火器の取扱い、及び消防用設備等の操作方法
 - エ 避難誘導の要領
 - オ 応急手当の方法
- (2) 地震発生時の訓練
 - ア 落下物等から身を守る方法
 - イ 資器材等を活用した救出方法
 - ウ 火気使用設備等の熱源遮断要領
 - エ 指定避難所等への避難経路確認
 - オ 応急救護所の設営

(義務講習への受講)

第16条 管理権原者は、防火管理者に対して、新規講習または再講習を受講してから5年以内に再講習を受講させる。

(自衛消防隊の編成)

第17条 火災、地震その他の災害による人命安全、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を別表5のとおり編成し、その任務分担により行動する。

- 2 夜間等については、自衛消防隊員が協力して必要な措置を講ずる。
- 3 編成表を従業員の見やすいところに掲示し、周知する。

(自衛消防隊長等の権限)

第18条 自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害が発生した場合の当事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

- 2 自衛消防副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の時は、その任務を代行する。

(自衛消防隊の活動)

第19条 通報、消火、避難誘導等の担当者は、次の事項を基準として行動する。

(1) 通報、連絡

- ア 火災を発見した者は、周囲に知らせるとともに、119番通報または内線電話により事務所等へ火災を連絡する。
- イ 警報設備で感知した場合は、出火場所を確認するとともに、119番へ通報する。
- ウ 放送設備等により出火場所を知らせ、各班に消火、避難誘導などを指示する。
- エ 夜間等の場合は、緊急連絡網により、連絡する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火班は、出火場所に急行し、消火器、屋内消火栓設備を使用して、自己の安全を確保しつつ、初期消火活動を行う。
- イ 消火困難で危険と判断した場合は、消火を中止して、速やかに避難する。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導班は、拡声器等を使用して、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- イ 避難経路図に基づき、安全な経路により避難誘導する。
- ウ 出火階及びその上階の者から避難誘導する。
- エ エレベーターは使用しない。
- オ 避難器具の使用も考え、器具操作を行う。
- カ 避難者、負傷者及び逃げ遅れ者の人数と状況の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

(4) 安全防護

- ア 逃げ遅れ者がいないことを確認するとともに、防火戸や防火シャッターの閉鎖を確認する。
- イ 空調設備とエレベータの使用は、中止する。
- ウ ガス・電気設備の安全措置をとる。

(5) 応急救護

- ア 応急救護班は負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- イ 負傷者の所属、氏名、年齢、負傷程度など必要事項を記録する。

(駐車場部分から出火した時の活動)

第20条 駐車場部分から出火した時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡班は、駐車場部分の自動火災報知設備が作動した場合、迅速に受信機を確認する。
また、火災発生を駐車場部分を含む建物内の者及び別棟に事務所がある場合、当該事務所にいる関係者に知らせるとともに119番に通報する。
- (2) 初期消火班は、消火器、移動式粉末消火設備等を使用し、初期消火を行う。
- (3) 避難誘導班は、建物内の者を屋外の安全な場所に避難誘導するとともに、出入口等において当該駐車場への進入を制止する。

(日常の地震対策)

第21条 防火管理者は、地震による被害を軽減するため、日常から次の措置を講ずる。

- (1) 書棚・ロッカー等の転倒防止措置を行う。

- (2) 窓ガラスの飛散防止措置、及び看板・広告塔等の落下防止措置を行う。
 - (3) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - (4) 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。
- 2 飲料水・非常食・医薬品・懐中電灯・携帯ラジオなどの備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

(地震発生時の安全措置)

第22条 地震発生時には、出火防止に万全を期すとともに、次の安全措置を実施する。

- (1) 地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具等の直近にいる従業員は、電源・燃料等の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 火元責任者は、出火の確認、負傷者の発生状況を確認する。

(地震発生後の活動)

第23条 地震発生後の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項を基準として行動する。

- (1) 情報収集等
 - ア 通報連絡班は、テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。
 - イ 建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知する。
 - ウ 混乱防止を図るため、必要な情報を建物内の全員に知らせる。
- (2) 初期消火
 - 出火した場合は、初期消火班が中心となり、消火活動を行う。
- (3) 初期救出
 - ア 被災者を発見した場合は、応急救護班が中心となり、他の自衛消防隊員も協力して救出活動を行う。
 - イ 救出の優先順位は、生命の危険が切迫している者からとし、被災者が多数の場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- (4) 避難誘導等
 - ア 避難誘導班は、混乱防止のため、建物内にいる者に拡声器等で落ち着くよう呼び掛ける。
 - イ 自衛消防隊長の指示があるまで、天井板・照明器具などの落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
 - ウ 屋外への避難は、自衛消防隊長の指示により行う。
 - エ 市指定の一時避難場所・避難所に誘導するときは、避難所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
 - オ 避難所等への避難は、先頭と最後尾等に避難誘導班員を配置する。
 - エ 避難は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (5) 安全防護
 - ア 安全防護班は、避難通路等に落下、倒壊した避難上支障になる物の除去を行う。
 - イ 二次災害を防止するため、建物、火気使用設備器具等、電気設備、危険物施設等について、検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
 - ウ 各設備器具は、安全を確認した後に使用する。
- (6) 応急救護
 - ア 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急を要するときは、救護所または

医療機関に搬送する。

イ 原則として、屋外駐車場に応急救護所を設置する。

(津波警報発令時の対応措置)

第24条 津波警報が発令された場合は、津波が回避できる避難場所に避難する。

2 避難したら、警報が解除されるまで戻らない。

(避難経路図等の作成)

第25条 防火管理者は、人命安全を確保するため、消防用設備等の設置場所、屋外及び避難所等への避難経路を示した図を作成し、従業員に周知する。

建物の消防用設備等の設置場所、及び避難経路図 別図 1

市指定の一時避難場所・避難所までの避難経路図 別図 2

(防火管理業務の委託) *委託していない場合、削除

第26条 防火管理に関する業務を、別表6のとおり委託する。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

別表 1

火災予防担当者と日常の注意事項

防火管理者 職・氏名

防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	職・氏名
地下1階			
1階			
2階			
3階			
4階			
5階			

《担当者の任務》

1 防火管理者

- (1) 当事業所の防火管理業務の総括責任者である。
- (2) 防火担当責任者及び火元責任者を指導監督する。

2 防火担当責任者

- (1) 担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者を指導監督する。
- (2) 防火管理者の補佐を行う。

3 火元責任者

担当区域の火災予防（避難通路等の障害、火気使用設備器具等、電気器具、吸殻処理、倉庫等の施錠、終業時の火気などの確認）について、日常の自主検査を行い、防火担当責任者・防火管理者に報告する。

4 従業員等の注意事項

- (1) 消火器・屋内消火栓の設置場所、通路・階段・避難口等の周囲に物を置かない。
- (2) 防火戸・防火シャッターに、閉鎖障害となる物を置かない。
- (3) 火気使用設備器具等の周囲は、整理整頓し、燃えやすいものを近づけない。
- (4) 事務室・休憩室などから退出するときは、必ず火の始末を行い、電気のスイッチを切る。
- (5) 目につかない通路、階段室、トイレなどに燃えるものを置かない。
- (6) 従業員等の喫煙は、指定場所で行い、吸殻は終業時に喫煙者が確実に処理する。
- (7) 機械室、倉庫等は常に施錠管理する。
- (8) 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボールなど燃えやすいものは、屋外に出さない。
- (9) 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得る。

建物等の自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所		確認結果
建物構造	(1) 柱、はり、壁、床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれがある、たるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等にはガラス等の落下、または枠自体のはずれのおそれがある腐食、ゆるみ、著しい変形等はないか。	
	(4) 外壁・庇・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれがあるひび割れ・浮き上がり等は生じていないか。	
防火・避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障になる物はないか。 (2) 防火戸等 ① 防火戸・防火シャッターの閉鎖に支障になる物はないか。 ② 防火戸は最後まで閉鎖するか。	
	(2) 階段 ① 避難上支障になる物はないか。 ② 階段室に物を置いてないか。 ③ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障はないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口に障害になる物はないか。 ③ 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
火気使用設備器具等	(1) コンロ・給湯器等 ① ガス器具のゴムホースに老化・損傷はないか。 ② 可燃物品からの保有距離は適正か。 ③ 燃焼器具の周辺部は炭化していないか。 (2) 石油ストーブ等 ① 対自動消火装置は適正に機能するか。 ② 周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	変電設備等 ① 設備の周囲に可燃物を置いてないか。 ② 設備に異音、過熱はないか。 電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ② タコ足の接続を行っていないか。 ③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他	危険物施設等 ① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③ 整理整頓状況は適正か。 ④ 換気は適正に機能しているか。 ⑤ 標識は適正に掲示、記載されているか。	

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

検査実施日	検査実施者氏名	防火管理者確認
年 月 日	建物構造	
年 月 日	避難施設	
年 月 日	火気設備	
年 月 日	電気設備	
年 月 日	その他	

消防用設備等の自主点検表

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等はないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老朽化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害になる物はないか。 (2) 扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチはベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
放 送 設 備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避 難 器 具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に物品が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損はないか。	
誘 導 灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があり、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

検査実施者氏名	防火管理者確認

消防用設備等の定期点検計画表

点検実施月日 及び区分 消防用 設備等の種類	点検実施月日		点検業者
	機器点検	総合点検	
消 火 器	月 月		
屋内消火栓設備	月	月	
スプリンクラー設備	月	月	
自動火災報知設備	月	月	
放 送 設 備	月	月	
避 難 器 具	月	月	
誘 導 灯	月 月		
	月	月	
	月	月	

別表

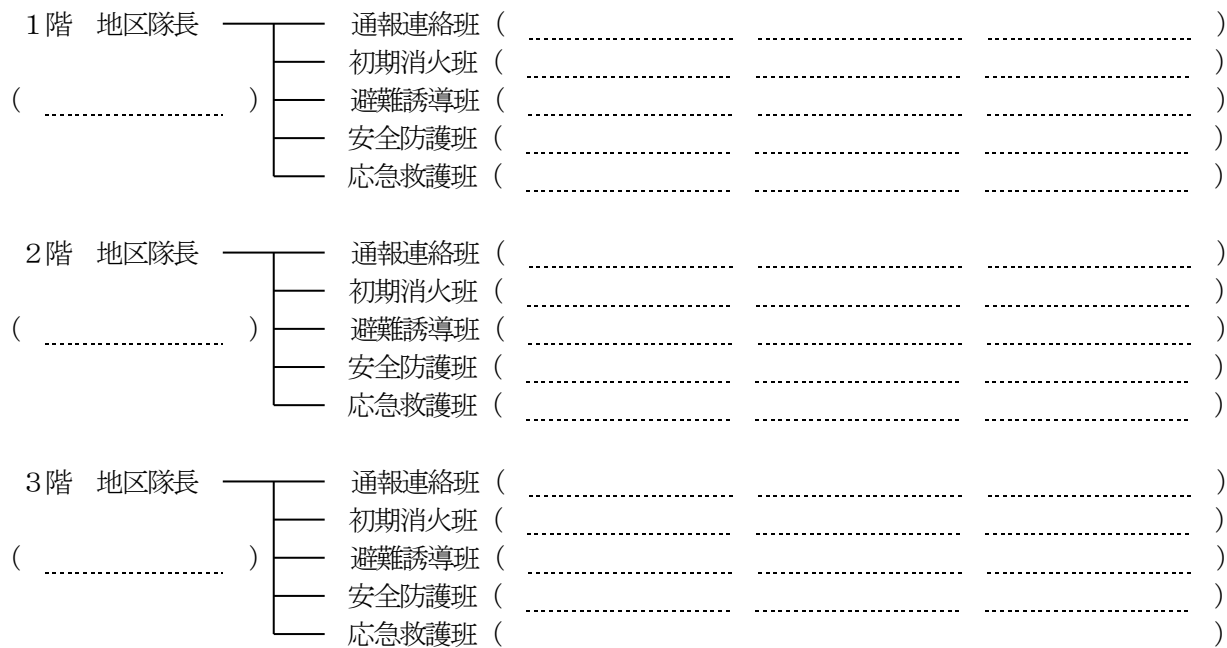
自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長（ ）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督などを行う。

副隊長（ ）隊長を補佐し、隊長が不在の時は、その任務を代行する。

地区隊長（ ）担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに、自衛消防隊長への報告連絡を行う。

自衛消防隊の編成（平常時）



火災時・地震時等	
担当	任 務 内 容
通報連絡班	出火場所の確認及び119番への通報 放送設備による出火場所の伝達、及び消火、避難の指示
初期消火班	出火場所への急行 消火器等による初期消火
避難誘導班	安全な経路による避難誘導 負傷者、逃げ遅れ者の確認
安全防護班	ガス・電気設備の安全措置 防火戸・防火シャッターの閉鎖措置
応急救護班	負傷者に対する応急措置 救急隊との連携、及び情報の提供 応急救護所の設置

防火管理業務の委託状況

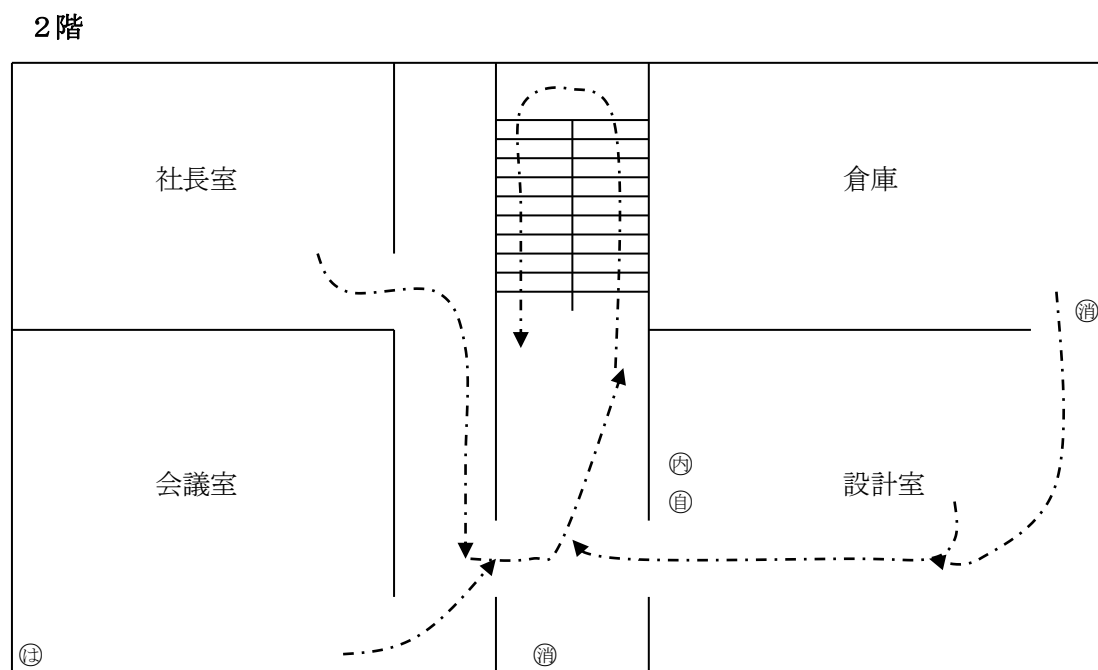
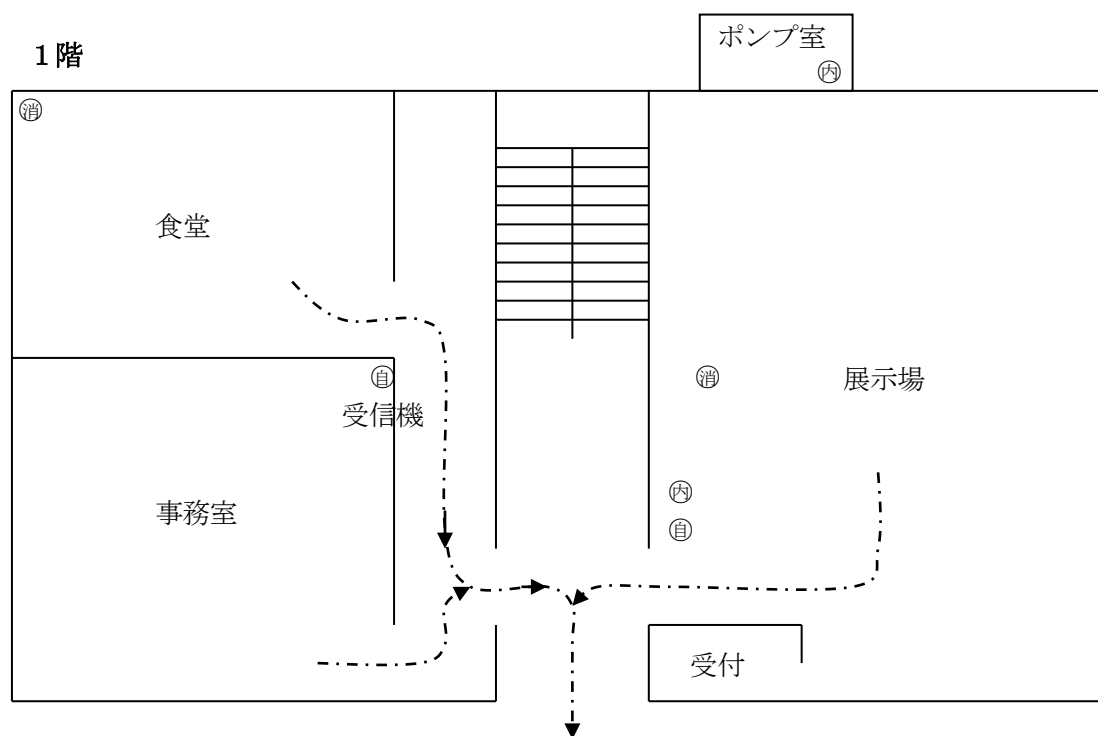
防火管理者の業務委託状況（防火管理者の業務を第三者に委託している場合）

防火管理者の業務を受託した者の住所・氏名等（法人にあっては、主たる事務所の所在地・名称等）	住所（所在地）
	氏名（名称）
	電話番号
防火管理者の職・氏名	

防火管理業務の一部委託状況（防火管理業務を第三者に委託している場合）

一部受託者の住所・氏名等	住所（所在地）					
	氏名（名称）					
	電話番号					
防火管理者の職・氏名						
委託方式・方法	常駐方式		巡回方式		遠隔移報方式	
	委託する防火対象物の区域	常駐場所		巡回回数		現場確認要員の待機場所
	委託する時間帯	常駐人員		巡回人員		到着所要時間
委託範囲	監視業務	1 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視） 2 避難または防火上必要な構造または設備の維持管理 3 消防・防災設備等の監視・捜査業務				
	自衛消防活動	1 災害全般 2 火災 3 地震 4 その他（ ）				
		1 通報連絡 2 初期消火 3 避難誘導 4 救出・応急救護 5 その他（ ）				
訓練指導	1 自衛消防訓練指導 2 その他（ ）					

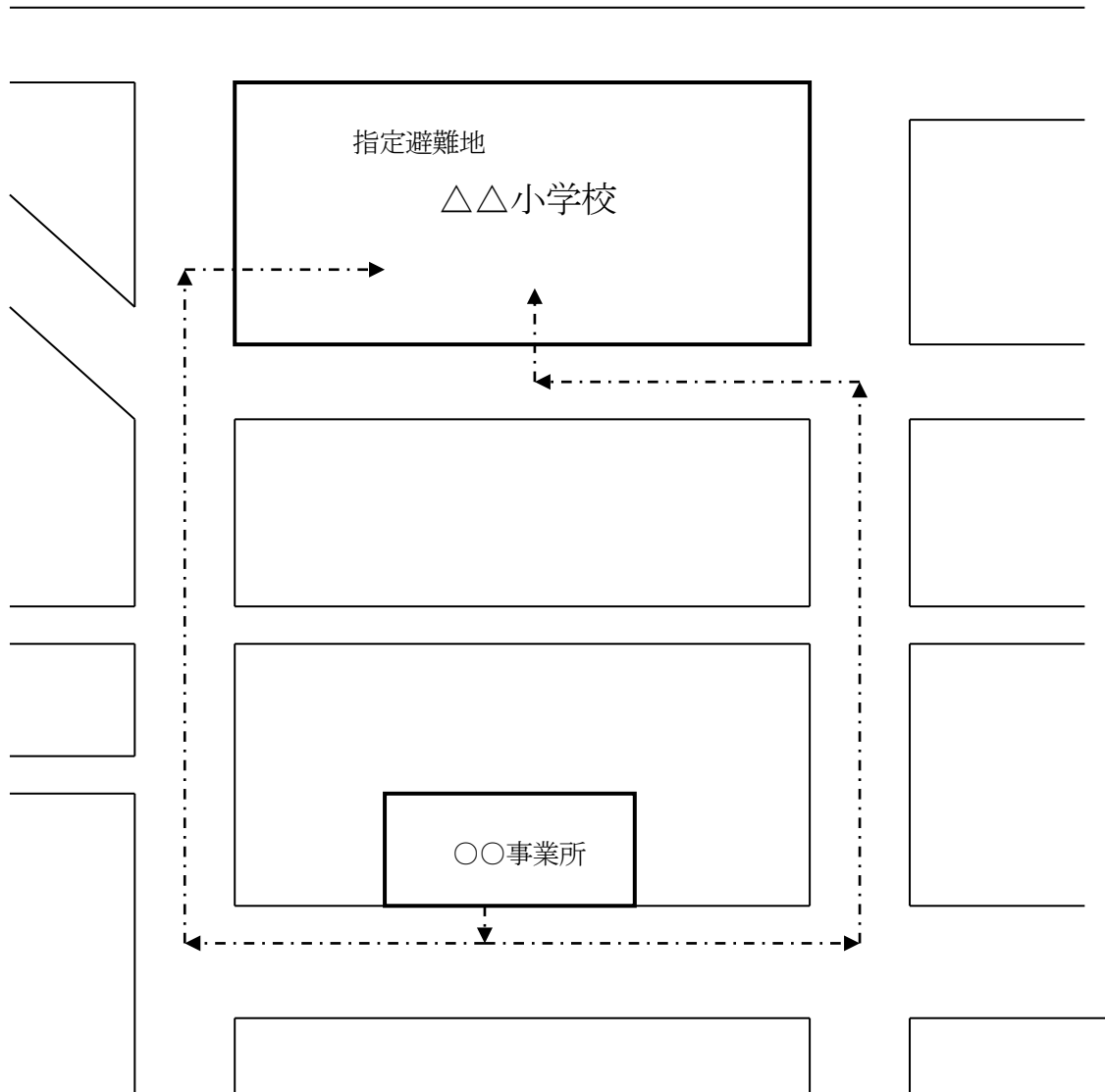
消防用設備等の配置図及び避難経路図



- 《凡例》
- - - - -▶ 避難経路
 - ⑩ - - - - - 消火器
 - ⑨ - - - - - 屋内消火栓 (ポンプ室、ボックス)
 - ⑧ - - - - - 自動火災報知設備 (受信機、発信機)
 - ⑦ - - - - - 避難はしご
 - ⑥ - - - - - 緩降機

※ 各階ごとの平面図に、消防用設備等の設置場所、及び各部屋から屋外までの避難経路を矢印で記入

市指定の一時避難場所、避難所までの避難経路図



※ 建物から市指定の一時避難場所、または避難所までの、2つの安全な避難経路を矢印で記入